

2 償却資産の価格等に関する調

① 合計
(1) 全国計

(単位：千円)

種 類	決 定 価 格	課 税 標 準 額	課 税 標 準 額 の 内 訳		
			課税標準の特例規定の適用を受けるもの (イ)	(イ) 以外のも (ロ)	
市町村長が価格等を決定したもの	構 築 物	20,223,560,892	19,811,284,009	445,374,543	19,365,909,466
	機 械 及 び 装 置	38,921,196,616	37,990,823,057	1,042,833,394	36,947,989,663
	船 舶	453,354,499	253,727,521	164,384,955	89,342,566
	航 空 機	28,726,089	28,150,512	618,536	27,531,976
	車 両 及 び 運 搬 具	484,024,692	478,042,947	6,899,518	471,143,429
	工 具 ・ 器 具 及 び 備 品	13,896,055,986	13,861,557,819	40,282,217	13,821,275,602
	小 計 (ハ)	74,006,918,774	72,423,585,865	1,700,393,163	70,723,192,702
法第三八九条係	総務大臣が価格等を決定し、配分したもの	40,228,671,612	35,599,102,420	-	-
	道府県知事が価格等を決定し、配分したもの	2,376,338,912	1,965,000,127	-	-
	小 計 (ニ)	42,605,010,524	37,564,102,547	-	-
法第743条第1項の規定により道府県知事が価格等を決定したもの (ホ)	197,677,925	195,178,808	-	-	
合 計 (ハ)+(ニ)+(ホ)	116,809,607,223	110,182,867,220	-	-	
同上内訳	市 町 村 分 の 額	-	110,061,449,026	-	-
	道 府 県 分 の 額	-	121,418,194	-	-

(2) 大都市計

(単位：千円)

種 類	決 定 価 格	課 税 標 準 額	課 税 標 準 額 の 内 訳		
			課税標準の特例規定 の適用を受けるもの (イ)	(イ) 以外のも の (ロ)	
市町村長が価格等を決定したもの	構 築 物	7,342,230,574	7,245,686,681	103,248,484	7,142,438,197
	機 械 及 び 装 置	7,444,319,943	7,241,520,851	171,441,744	7,070,079,107
	船 舶	107,571,972	71,460,966	35,772,396	35,688,570
	航 空 機	11,396,272	11,255,052	282,441	10,972,611
	車 両 及 び 運 搬 具	132,498,426	127,927,173	5,715,588	122,211,585
	工 具 ・ 器 具 及 び 備 品	5,475,131,326	5,467,305,327	17,167,883	5,450,137,444
	小 計 (ハ)	20,513,148,513	20,165,156,050	333,628,536	19,831,527,514
法第三八九条係	総務大臣が価格等を決定し、配分したもの	9,370,875,329	8,374,175,908	-	-
	道府県知事が価格等を決定し、配分したもの	323,233,102	277,332,934	-	-
	小 計 (ニ)	9,694,108,431	8,651,508,842	-	-
法第743条第1項の規定により道府県知事が価格等を決定したもの (ホ)	-	-	-	-	
合 計 (ハ)+(ニ)+(ホ)	30,207,256,944	28,816,664,892	-	-	
同上内訳	市 町 村 分 の 額	-	28,816,664,892	-	-
	道 府 県 分 の 額	-	-	-	-

(3) 都 市 計

(単位：千円)

種 類	決 定 価 格	課 税 標 準 額	課 税 標 準 額 の 内 訳		
			課税標準の特例規定 の適用を受けるもの (イ)	(イ) 以外のも の (ロ)	
市町村長が価格等を決定したもの	構 築 物	11,109,967,056	10,847,660,104	275,566,606	10,572,093,498
	機 械 及 び 装 置	27,076,790,292	26,474,534,840	709,352,153	25,765,182,687
	船 舶	281,946,555	148,582,031	104,253,161	44,328,870
	航 空 機	11,856,478	11,422,121	336,095	11,086,026
	車 両 及 び 運 搬 具	295,795,849	294,538,567	1,064,581	293,473,986
	工 具 ・ 器 具 及 び 備 品	7,525,412,889	7,506,351,918	17,679,614	7,488,672,304
	小 計 (ハ)	46,301,769,119	45,283,089,581	1,108,252,210	44,174,837,371
法第三八九条係	総務大臣が価格等を決定し、配分したもの	23,110,087,306	20,201,822,043	-	-
	道府県知事が価格等を決定し、配分したもの	1,184,902,927	915,380,418	-	-
	小 計 (ニ)	24,294,990,233	21,117,202,461	-	-
法第743条第1項の規定により道府県知事が価格等を決定したもの (ホ)	-	-	-	-	
合 計 (ハ)+(ニ)+(ホ)	70,596,759,352	66,400,292,042	-	-	
同上内訳	市 町 村 分 の 額	-	66,400,292,042	-	-
	道 府 県 分 の 額	-	-	-	-

(4) 町 村 計

(単位：千円)

種 類	決 定 価 格	課 税 標 準 額	課 税 標 準 額 の 内 訳		
			課税標準の特例規定 の適用を受けるもの (イ)	(イ) 以外のも の (ロ)	
市町村長が価格等を決定したもの	構 築 物	1,771,363,262	1,717,937,224	66,559,453	1,651,377,771
	機 械 及 び 装 置	4,400,086,381	4,274,767,366	162,039,497	4,112,727,869
	船 舶	63,835,972	33,684,524	24,359,398	9,325,126
	航 空 機	5,473,339	5,473,339	-	5,473,339
	車 両 及 び 運 搬 具	55,730,417	55,577,207	119,349	55,457,858
	工 具 ・ 器 具 及 び 備 品	895,511,771	887,900,574	5,434,720	882,465,854
	小 計 (ハ)	7,192,001,142	6,975,340,234	258,512,417	6,716,827,817
法第三八九条係	総務大臣が価格等を決定し、配分したもの	7,747,708,977	7,023,104,469	-	-
	道府県知事が価格等を決定し、配分したもの	868,202,883	772,286,775	-	-
	小 計 (ニ)	8,615,911,860	7,795,391,244	-	-
法第743条第1項の規定により道府県知事が価格等を決定したもの (ホ)	197,677,925	195,178,808	-	-	
合 計 (ハ)+(ニ)+(ホ)	16,005,590,927	14,965,910,286	-	-	
同上内訳	市 町 村 分 の 額	-	14,844,492,092	-	-
	道 府 県 分 の 額	-	121,418,194	-	-

② 個人計
(1) 全国計

(単位：千円)

種 類	決 定 価 格	課 税 標 準 額	課 税 標 準 額 の 内 訳		
			課税標準の特例規定 の適用を受けるもの (イ)	(イ) 以外のも の (ロ)	
市町村長が価格等を決定したもの	構 築 物	732,635,397	730,215,258	4,203,972	726,011,286
	機 械 及 び 装 置	366,748,182	348,530,415	35,654,315	312,876,100
	船 舶	44,988,402	23,878,635	19,952,031	3,926,604
	航 空 機	11,628	11,628	-	11,628
	車 両 及 び 運 搬 具	9,117,367	9,108,773	10,341	9,098,432
	工 具 ・ 器 具 及 び 備 品	271,110,314	270,682,956	599,904	270,083,052
	小 計 (ハ)	1,424,611,290	1,382,427,665	60,420,563	1,322,007,102
法第三八九条係	総務大臣が価格等を決定し、配分したもの	4,325,236	2,183,409	-	-
	道府県知事が価格等を決定し、配分したもの	-	-	-	-
	小 計 (ニ)	4,325,236	2,183,409	-	-
法第743条第1項の規定により道府県知事が価格等を決定したもの (ホ)	-	-	-	-	
合 計 (ハ)+(ニ)+(ホ)	1,428,936,526	1,384,611,074	-	-	
同上内訳	市 町 村 分 の 額	-	1,384,611,074	-	-
	道 府 県 分 の 額	-	-	-	-

(2) 大都市計

(単位：千円)

種 類	決 定 価 格	課 税 標 準 額	課 税 標 準 額 の 内 訳		
			課税標準の特例規定 の適用を受けるもの (イ)	(イ) 以外のも の (ロ)	
市町村長が価格等を決定したもの	構 築 物	259,155,391	258,913,197	457,746	258,455,451
	機 械 及 び 装 置	57,843,403	56,758,583	2,149,495	54,609,088
	船 舶	2,340,479	1,445,106	897,035	548,071
	航 空 機	5,994	5,994	-	5,994
	車 両 及 び 運 搬 具	385,968	385,967	-	385,967
	工 具 ・ 器 具 及 び 備 品	92,778,455	92,751,687	37,284	92,714,403
	小 計 (ハ)	412,509,690	410,260,534	3,541,560	406,718,974
法第三八九条係	総務大臣が価格等を決定し、配分したもの	66,506	33,251	-	-
	道府県知事が価格等を決定し、配分したもの	-	-	-	-
	小 計 (ニ)	66,506	33,251	-	-
法第743条第1項の規定により道府県知事が価格等を決定したもの (ホ)	-	-	-	-	
合 計 (ハ)+(ニ)+(ホ)	412,576,196	410,293,785	-	-	
同上内訳	市 町 村 分 の 額	-	410,293,785	-	-
	道 府 県 分 の 額	-	-	-	-

(3) 都 市 計

(単位：千円)

種 類	決 定 価 格	課 税 標 準 額	課 税 標 準 額 の 内 訳		
			課税標準の特例規定 の適用を受けるもの (イ)	(イ) 以外のも の (ロ)	
市町村長が価格等を決定したもの	構 築 物	396,804,092	395,021,126	3,074,191	391,946,935
	機 械 及 び 装 置	204,314,095	190,991,273	26,377,118	164,614,155
	船 舶	27,172,206	14,229,111	12,182,318	2,046,793
	航 空 機	410	410	-	410
	車 両 及 び 運 搬 具	4,085,473	4,077,828	9,394	4,068,434
	工 具 ・ 器 具 及 び 備 品	155,594,673	155,297,089	418,750	154,878,339
	小 計 (ハ)	787,970,949	759,616,837	42,061,771	717,555,066
法第三八九条係	総務大臣が価格等を決定し、配分したもの	3,295,135	1,653,407	-	-
	道府県知事が価格等を決定し、配分したもの	-	-	-	-
	小 計 (ニ)	3,295,135	1,653,407	-	-
法第743条第1項の規定により道府県知事が価格等を決定したもの (ホ)	-	-	-	-	
合 計 (ハ)+(ニ)+(ホ)	791,266,084	761,270,244	-	-	
同上内訳	市 町 村 分 の 額	-	761,270,244	-	-
	道 府 県 分 の 額	-	-	-	-

(4) 町 村 計

(単位：千円)

種 類	決 定 価 格	課 税 標 準 額	課 税 標 準 額 の 内 訳		
			課税標準の特例規定 の適用を受けるもの (イ)	(イ) 以外のも の (ロ)	
市町村長が価格等を決定したもの	構 築 物	76,675,914	76,280,935	672,035	75,608,900
	機 械 及 び 装 置	104,590,684	100,780,559	7,127,702	93,652,857
	船 舶	15,475,717	8,204,418	6,872,678	1,331,740
	航 空 機	5,224	5,224	-	5,224
	車 両 及 び 運 搬 具	4,645,926	4,644,978	947	4,644,031
	工 具 ・ 器 具 及 び 備 品	22,737,186	22,634,180	143,870	22,490,310
	小 計 (ハ)	224,130,651	212,550,294	14,817,232	197,733,062
法第三八九条係	総務大臣が価格等を決定し、配分したもの	963,595	496,751	-	-
	道府県知事が価格等を決定し、配分したもの	-	-	-	-
	小 計 (ニ)	963,595	496,751	-	-
法第743条第1項の規定により道府県知事が価格等を決定したもの (ホ)	-	-	-	-	
合 計 (ハ)+(ニ)+(ホ)	225,094,246	213,047,045	-	-	
同上内訳	市 町 村 分 の 額	-	213,047,045	-	-
	道 府 県 分 の 額	-	-	-	-

③ 法人計
(1) 全国計

(単位：千円)

種 類	決 定 価 格	課 税 標 準 額	課 税 標 準 額 の 内 訳		
			課税標準の特例規定 の適用を受けるもの (イ)	(イ) 以外のも の (ロ)	
市町村長が価格等を決定したもの	構 築 物	19,490,925,495	19,081,068,751	441,170,571	18,639,898,180
	機 械 及 び 装 置	38,554,448,434	37,642,292,642	1,007,179,079	36,635,113,563
	船 舶	408,366,097	229,848,886	144,432,924	85,415,962
	航 空 機	28,714,461	28,138,884	618,536	27,520,348
	車 両 及 び 運 搬 具	474,907,325	468,934,174	6,889,177	462,044,997
	工 具 ・ 器 具 及 び 備 品	13,624,945,672	13,590,874,863	39,682,313	13,551,192,550
	小 計 (ハ)	72,582,307,484	71,041,158,200	1,639,972,600	69,401,185,600
法第三八九条係	総務大臣が価格等を決定し、配分したもの	40,224,346,376	35,596,919,011	-	-
	道府県知事が価格等を決定し、配分したもの	2,376,338,912	1,965,000,127	-	-
	小 計 (ニ)	42,600,685,288	37,561,919,138	-	-
法第743条第1項の規定により道府県知事が価格等を決定したもの (ホ)	197,677,925	195,178,808	-	-	
合 計 (ハ)+(ニ)+(ホ)	115,380,670,697	108,798,256,146	-	-	
同上内訳	市 町 村 分 の 額	-	108,676,837,952	-	-
	道 府 県 分 の 額	-	121,418,194	-	-

(2) 大都市計

(単位：千円)

種 類	決 定 価 格	課 税 標 準 額	課 税 標 準 額 の 内 訳		
			課税標準の特例規定 の適用を受けるもの (イ)	(イ) 以外のも の (ロ)	
市町村長が価格等を決定したもの	構 築 物	7,083,075,183	6,986,773,484	102,790,738	6,883,982,746
	機 械 及 び 装 置	7,386,476,540	7,184,762,268	169,292,249	7,015,470,019
	船 舶	105,231,493	70,015,860	34,875,361	35,140,499
	航 空 機	11,390,278	11,249,058	282,441	10,966,617
	車 両 及 び 運 搬 具	132,112,458	127,541,206	5,715,588	121,825,618
	工 具 ・ 器 具 及 び 備 品	5,382,352,871	5,374,553,640	17,130,599	5,357,423,041
	小 計 (ハ)	20,100,638,823	19,754,895,516	330,086,976	19,424,808,540
法第三八九条係	総務大臣が価格等を決定し、配分したもの	9,370,808,823	8,374,142,657	-	-
	道府県知事が価格等を決定し、配分したもの	323,233,102	277,332,934	-	-
	小 計 (ニ)	9,694,041,925	8,651,475,591	-	-
法第743条第1項の規定により道府県知事が価格等を決定したもの (ホ)	-	-	-	-	
合 計 (ハ)+(ニ)+(ホ)	29,794,680,748	28,406,371,107	-	-	
同上内訳	市 町 村 分 の 額	-	28,406,371,107	-	-
	道 府 県 分 の 額	-	-	-	-

(3) 都 市 計

(単位：千円)

種 類	決 定 価 格	課 税 標 準 額	課 税 標 準 額 の 内 訳		
			課税標準の特例規定 の適用を受けるもの (イ)	(イ) 以外のも の (ロ)	
市町村長が価格等を決定したもの	構 築 物	10,713,162,964	10,452,638,978	272,492,415	10,180,146,563
	機 械 及 び 装 置	26,872,476,197	26,283,543,567	682,975,035	25,600,568,532
	船 舶	254,774,349	134,352,920	92,070,843	42,282,077
	航 空 機	11,856,068	11,421,711	336,095	11,085,616
	車 両 及 び 運 搬 具	291,710,376	290,460,739	1,055,187	289,405,552
	工 具 ・ 器 具 及 び 備 品	7,369,818,216	7,351,054,829	17,260,864	7,333,793,965
	小 計 (ハ)	45,513,798,170	44,523,472,744	1,066,190,439	43,457,282,305
法第三八九条係	総務大臣が価格等を決定し、配分したもの	23,106,792,171	20,200,168,636	-	-
	道府県知事が価格等を決定し、配分したもの	1,184,902,927	915,380,418	-	-
	小 計 (ニ)	24,291,695,098	21,115,549,054	-	-
法第743条第1項の規定により道府県知事が価格等を決定したもの (ホ)	-	-	-	-	
合 計 (ハ)+(ニ)+(ホ)	69,805,493,268	65,639,021,798	-	-	
同上内訳	市 町 村 分 の 額	-	65,639,021,798	-	-
	道 府 県 分 の 額	-	-	-	-

(4) 町 村 計

(単位：千円)

種 類	決 定 価 格	課 税 標 準 額	課 税 標 準 額 の 内 訳		
			課税標準の特例規定 の適用を受けるもの (イ)	(イ) 以外のも の (ロ)	
市町村長が価格等を決定したもの	構 築 物	1,694,687,348	1,641,656,289	65,887,418	1,575,768,871
	機 械 及 び 装 置	4,295,495,697	4,173,986,807	154,911,795	4,019,075,012
	船 舶	48,360,255	25,480,106	17,486,720	7,993,386
	航 空 機	5,468,115	5,468,115	-	5,468,115
	車 両 及 び 運 搬 具	51,084,491	50,932,229	118,402	50,813,827
	工 具 ・ 器 具 及 び 備 品	872,774,585	865,266,394	5,290,850	859,975,544
	小 計 (ハ)	6,967,870,491	6,762,789,940	243,695,185	6,519,094,755
法第三八九条係	総務大臣が価格等を決定し、配分したもの	7,746,745,382	7,022,607,718	-	-
	道府県知事が価格等を決定し、配分したもの	868,202,883	772,286,775	-	-
	小 計 (ニ)	8,614,948,265	7,794,894,493	-	-
法第743条第1項の規定により道府県知事が価格等を決定したもの (ホ)	197,677,925	195,178,808	-	-	
合 計 (ハ)+(ニ)+(ホ)	15,780,496,681	14,752,863,241	-	-	
同上内訳	市 町 村 分 の 額	-	14,631,445,047	-	-
	道 府 県 分 の 額	-	121,418,194	-	-